

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

	業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地	※建設業許可番号
②	関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町 1547 O T A スク エアビル 7 F	国土交通大臣許可 第 8420 号

2 指名停止措置期間

令和 7 (2025) 年 12 月 10 日から令和 8 (2026) 年 3 月 9 日まで (3か月)

3 指名停止措置の範囲

矢板市が発注する工事等

4 事実概要

関東建設工業株式会社の営業部長が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和 7 年 6 月 19 日、公契約関係競争入札妨害の容疑で逮捕され、令和 7 年 7 月 9 日、さいたま地検に同罪で起訴された。

5 指名停止措置理由

公契約関係競争入札妨害の容疑で逮捕され、さいたま地検に同罪で起訴されたことは、矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 第 6 号口に該当する。

〔矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 第 6 号〕

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合)	
6 次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 5 か月以上 18 か月以内
イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	3 か月以上 12 か月以内

本件問い合わせ先

矢板市 総務部 財政課 管財庁舎整備室
栃木県矢板市本町 5 番 4 号
電話：0287-47-6566